

議員提出議案第1号

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴光 様

提出者	三鷹市議会議員	岩見大三
賛成者	〃	土屋健一
〃	〃	寺井均
〃	〃	谷口敏也
〃	〃	大城美幸
〃	〃	嶋崎英治

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表文教委員会の項中「3 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）」を「3 スポーツと文化部の所管に関する事項」に改め、同表厚生委員会の項中「市民活動」の右に「及びコミュニティ活動の推進」を加え、同表まちづくり環境委員会の項中「文化振興」を「コミュニティ活動の推進」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

三鷹市組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を改めるため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

別表（第2条関係）

新		旧	
名称	所管	名称	所管
文教委員会	1 教育委員会の所管に関する事項 2 企画部の所管に関する事項（大綱及び総合教育会議に関する事項に限る。） 3 <u>スポーツと文化部の所管に関する事項</u>	文教委員会	1 教育委員会の所管に関する事項 2 企画部の所管に関する事項（大綱及び総合教育会議に関する事項に限る。） 3 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）
厚生委員会	1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（市民活動及び <u>コミュニティ活動の推進</u> に関する事項に限る。） 3 健康福祉部の所管に関する事項 4 子ども政策部の所管に関する事項	厚生委員会	1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（市民活動に関する事項に限る。） 3 健康福祉部の所管に関する事項 4 子ども政策部の所管に関する事項
まちづくり環境委員会	1 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（市民活動及び <u>コミュニティ活動の推進</u> に関する事項を除く。） 3 都市整備部の所管に関する事項 4 農業委員会の所管に関する事項	まちづくり環境委員会	1 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（市民活動及び文化振興に関する事項を除く。） 3 都市整備部の所管に関する事項 4 農業委員会の所管に関する事項